

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年12月26日
- 【発行者の名称】 株式会社太知ホールディングス
(英語表記) TAICHI HOLDINGS LIMITED
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川村 修三
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 【電話番号】 03-3512-5325
- 【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 横間 透
- 【担当J-Adviserの名称】 宝印刷株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-company.co.jp/ir/news/>
- 【電話番号】 03-3971-3392
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社太知ホールディングス
<https://www.taichi-holdings.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時にける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社

のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制度の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	8,376	18,550	21,233
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△78	134	171
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	149	△111	65
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	298	△217	△101
純資産額 (百万円)	6,525	6,449	6,295
総資産額 (百万円)	10,499	11,142	9,997
1株当たり純資産額 (円)	620.29	613.05	598.42
1株当たり配当額 (円)	—	5,000.00	4,000.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	14.25	△10.64	6.23
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.1	57.9	63.0
自己資本利益率 (%)	2.3	△1.7	1.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	△47.0	80.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△748	△219	12
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	353	△360	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	524	532	△604
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	2,036	2,727	2,108
従業員数 (人)	141	—	146
(外、平均臨時雇用者数)	(34)	(—)	(35)

(注) 1. 第16期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するもの

の、当社は2019年11月27日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、当中間期におきましては非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、2019年11月27日の上場日までは当社は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。第14期以前につきましては、連結人員数を算出しておらず、第15期より記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表については、仰星監査法人による監査を受けておりますが、第14期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第16期の中間連結財務諸表の監査については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項に基づき、仰星監査法人による中間監査を受けております。
7. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
8. 当社は、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
9. 第14期における1株当たり配当額には、特別配当2,000円が含まれており、第15期における1株当たり配当額には、特別配当1,000円が含まれております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年10月24日以降、当発行者情報提出までにおいて、当社グループが営む事業内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

ARCHERY FZEは2019年5月9日にAMADA MIDDLE EAST FZCOへ商号変更するとともに、株式会社アマダホールディングス社を割当先とする第三者割当増資（4,000千AED）により、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動となっております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
海外事業	112 [28]
国内事業	21 [6]
全社（共通）	8
合計	141 [34]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー他）は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社共通は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2019年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
95 [19]	42.8	12.3	5,764

セグメントの名称	従業員数（人）
海外事業	66 [13]
国内事業	21 [6]
全社（共通）	8
合計	95 [19]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー他）は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社共通は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使は円滑に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題等に見られる海外経済の不確実性とそれが及ぼす国内外金融資本市場の影響については、今後も留意が必要であり、中国経済の景気減速等が与える海外経済への影響など先行き不透明感が強まる状況となりました。日本経済におきましても、不安定な国際情勢等の影響により、設備投資や個人消費等において、不透明な状況が続いております。

このような環境におきまして、当社グループの海外事業において主要な販売地域であります中近東・アフリカ・中南米等の新興地域におきましても、米国による一定国への制裁強化や、政治・経済環境等の情勢悪化の煽りを受け、先行きの見えない状況が続き、当社の業績におきましても影響が出始めております。

また、国内事業において、前連結会計年度において業績面で大きく伸長・貢献いたしましたオーディオ等の販売につきまして、一巡した影響により売上・利益ともに減少傾向となっております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高は83億7千6百万円、営業損失は4千2百万円、経常損失は7千8百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は1億4千9百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

・報告セグメントの業績

(海外事業)

海外事業においては、当社の主要な販売地域であります中近東・アフリカ・中南米等の新興地域における不安定な政治・経済状況の煽りを受け、売上高は73億8百万円となり、営業損失は4千4百万円となりました。

(国内事業)

国内事業におけるOEM及び自社ブランド等の販売の一時的な落ち込みにより、売上高は10億6千8百万円となり、営業利益は1百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ7千1百万円減少し、20億3千6百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、7億4千8百万円の支出となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、税金等調整前中間純利益が1億5千5百万円、売上債権の増加額が4億7千3百万円、たな卸資産の減少額が1億6百万円、仕入債務の減少額が2億8千3百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3億5千3百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、保険積立金の解約等による収入が3億7千3百万円、固定資産の取得による支出が1千1百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億2千4百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、短期借入金の純増減額が5億6千7百万円、配当金の支払額が4千2百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 生産実績

当社グループでは生産活動は行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から販売・役務提供まで期間が短いため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
海外事業	7,308	—
国内事業	1,068	—
合計	8,376	—

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年10月24日以降、当発行者情報提出までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年10月24日以降、当発行者情報提出までにおいて、2019年10月24日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下の説明をいたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に2019年11月27日に上場いたしました。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。当発行者情報公開日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、または J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知をおこなうことにより、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社により上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）から催告なしで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以

内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第 2 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑭ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限の種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑮ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑯ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑰ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙には、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手先に対し、1 カ月前に書面を通知することにより本

契約を解除することができる。

- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情がない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、当発行者情報提出時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、家電事業（セグメントは国内事業）を中心に研究開発活動を行っております。当社グループの当中間連結会計期間における研究開発費の総額は1千8百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当発行者情報提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合がございます。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ5億2百万円増加し、104億9千9百万円となりました。流動資産は3億2千1百万円増加し、76億3千6百万円となりました。これは主に商品が2億3千9百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が7億2千2百万円増加したことによるものであります。固定資産は1億8千万円増加し、28億6千3百万円となりました。これは主に当社が保有する上場株式の株価が上昇したことにより、投資有価証券が3億3千万円増加したことによるものであります。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べ2億7千2百万円増加し、39億7千4百万円となりました。流動負債は2億8千1百万円増加し、29億1千6百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が4億6千3百万円減少したものの、短期借入金が増加した5億6千7百万円増加したことによるものであります。固定負債は前連結会計年度末とほぼ同額の10億5千7百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末に比べ2億3千万円増加し、65億2千5百万円となりました。これは主に、その他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額が1億4千8百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、海外事業の顧客や拠点につきましては、地政学的リスクが高い地域に有しており、現地の政治・経済状況や治安状況に大きく左右されることでもあります。

また、海外事業の取扱っている商品は、日本製を中心とした信頼性及び付加価値の高い商材が中心であり、アジア製品等の技術革新等による競争の影響も受けることもございます。

(5) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは地政学的リスクの高い地域に顧客や拠点を有していることから、様々な政治・経済もしくは治安情勢等の影響を受けるビジネス環境下にあります。そのため、経営活動において様々なリスクを十分勘案する必要があり、その中でも特に債権回収や在庫管理等の債権管理を徹底し、自己資本比率等の財務の健全性を維持し、安全性と成長性のバランスを図りながら、ビジネス拡大と安定した株主還元を努める所存であります。

また、月次での予算と実績の分析管理や、中長期計画の定期的な策定や戦略見直し等を実施することで、経営管理を強化していく所存であります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2019年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,000,000	29,480,000	10,520,000	10,520,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	40,000,000	29,480,000	10,520,000	10,520,000	—	—

- (注) 1. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は2019年10月4日付で20,000,000株増加し、40,000,000株となっております。
2. 2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行数は10,509,480株増加し、10,520,000株となっております。
3. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部の変更が行われ、2019年10月4日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式450,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

2013年6月27日の定時株主総会決議及び、2013年7月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	中間会計期間末現在 (2019年9月30日)	公表日の前月末現在 (2019年11月30日)
新株予約権の数(個)	450	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450,000(注)1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月30日 ～2023年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 240 資本組入額 120 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、嘱託社員及び契約社員の地位にあることを要するものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

3 新株予約権の行使時の払込金額新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る)合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収合併吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転により設立する株式会社
- 5 2019年8月19日開催の取締役会により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月18日	10,509,480	10,520,000	—	99	—	93

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
東京中小企業投資育成 株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番22号	1,550,000	14.73
中島 成松	東京都新宿区	1,550,000	14.73
川村 修三	東京都文京区	1,540,000	14.64
高梨 修	東京都港区	1,540,000	14.64
太知ホールディングス 社員持株会	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	946,000	8.99
新居 敏男	東京都調布市	420,000	3.99
林 英二	東京都世田谷区	420,000	3.99
佐藤 泰雄	東京都杉並区	400,000	3.80
檜村 淳	東京都渋谷区	240,000	2.28
中丸 武一	東京都立川市	225,000	2.14
計	—	8,831,000	83.94

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年10月4日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,520,000	105,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,520,000	—	—
総株主の議決権	—	105,200	—

(注) 1. 2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数10,509,480株増加し10,520,000株となっております。

2. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部の変更が行われ、2019年10月4日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は2019年11月27日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年10月24日以降、当発行者情報提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、仰星監査法人により中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適正を確保するための特段と取組みを行っております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,471	※2 2,399
受取手形及び売掛金	2,774	3,497
商品	1,621	1,381
その他	481	395
貸倒引当金	△35	△38
流動資産合計	7,314	7,636
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	108	108
減価償却累計額	△43	△46
建物及び構築物（純額）	64	62
機械装置及び運搬具	100	82
減価償却累計額	△87	△69
機械装置及び運搬具（純額）	13	13
土地	15	15
その他	46	45
減価償却累計額	△28	△21
その他（純額）	17	24
有形固定資産合計	111	115
無形固定資産		
その他	1	3
無形固定資産合計	1	3
投資その他の資産		
投資有価証券	※1、2 2,267	※1、2 2,597
その他	※2 302	※2 147
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	2,569	2,744
固定資産合計	2,682	2,863
資産合計	9,997	10,499

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,698	1,235
短期借入金	—	※2、3 567
未払法人税等	6	8
賞与引当金	38	29
前受金	578	650
その他	313	426
流動負債合計	2,635	2,916
固定負債		
繰延税金負債	681	781
退職給付に係る負債	129	132
役員退職慰労引当金	204	91
資産除去債務	51	51
固定負債合計	1,066	1,057
負債合計	3,701	3,974
純資産の部		
株主資本		
資本金	99	99
資本剰余金	93	93
利益剰余金	4,999	5,081
株主資本合計	5,191	5,273
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,192	1,391
為替換算調整勘定	△88	△139
繰延ヘッジ損益	—	1
その他の包括利益累計額合計	1,103	1,252
純資産合計	6,295	6,525
負債純資産合計	9,997	10,499

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	8,376
売上原価	7,450
売上総利益	926
販売費及び一般管理費	※1、2 969
営業損失(△)	△42
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	14
雑収入	16
営業外収益合計	30
営業外費用	
支払利息	43
為替差損	12
持分法による投資損失	3
雑損失	7
営業外費用合計	66
経常損失(△)	△78
特別利益	
保険返戻金	213
持分変動益	20
特別利益合計	234
税金等調整前中間純利益	155
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	△5
法人税等合計	5
中間純利益	149
親会社株主に帰属する中間純利益	149

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益	149
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	198
為替換算調整勘定	△50
繰延ヘッジ損益	1
持分法適用会社に対する持分相当額	△0
その他の包括利益合計	148
中間包括利益	298
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	298

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	99	93	4,999	5,191
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△42	△42
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	149	149
連結子会社の決算期変更に伴う増減	—	—	△29	△29
連結範囲の変動	—	—	3	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	81	81
当中間期末残高	99	93	5,081	5,273

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,192	△88	—	1,103	6,295
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△42
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	—	—	149
連結子会社の決算期変更に伴う増減	—	—	—	—	△29
連結範囲の変動	—	—	—	—	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	198	△51	1	148	148
当中間期変動額合計	198	△51	1	148	230
当中間期末残高	1,391	△139	1	1,252	6,525

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	155
減価償却費	8
役員退職慰労引当金の増減(△は減少)	△112
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	5
賞与引当金の増減額(△は減少)	△8
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3
受取利息及び受取配当金	△14
支払利息	43
持分法による投資損益(△は益)	3
保険返戻金	△213
持分変動益	△20
売上債権の増減額(△は増加)	△473
たな卸資産の増減額(△は増加)	106
仕入債務の増減額(△は減少)	△283
未収消費税等の増減額(△は増加)	18
未払金の増減額(△は減少)	△55
その他	133
小計	△703
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△43
法人税等の還付額	4
法人税等の支払額	△11
営業活動によるキャッシュ・フロー	△748
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△5
固定資産の取得による支出	△11
保険積立金の積立による支出	△4
保険積立金の解約等による収入	373
定期預金の預入による支出	△0
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	353

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 2019年4月1日
至 2019年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	567
配当金の支払額	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー	524
現金及び現金同等物に係る換算差額	△33
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	96
現金及び現金同等物の期首残高	2,108
連結子会社の決算期変更による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△169
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,036

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE
- ・ TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED
- ・ ONESALL CORPN PTE LTD

(除外)

- ・ ARCHERY FZE (現 AMADA MIDDLE EAST FZCO) は株式会社アマダホールディングスを割当先とする第三者割当増資により、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS S. A. S
- ・ TAICHI HOLDINGS S. A DE C. V

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、中間純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

- ・ AMADA MIDDLE EAST FZCO

(新規)

- ・ AMADA MIDDLE EAST FZCO (旧 ARCHERY FZE) は株式会社アマダホールディングスを割当先とする第三者割当増資により、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称

持分法を適用しない非連結子会社の数 2社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS S. A. S
- ・ TAICHI HOLDINGS S. A DE C. V

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、中間純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、TAICHI CORPORATION、TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED、NEW BEGINNING COMPANY、ONESALL CORPN PTE LTD、PANAGATE CORPORATION、TAICHI KOREA CO., LTD、TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE の中間決算日は6月30日であります。

中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当中間連結会計期間より、決算日が12月31日であるARCHERY FZE（現 持分法を適用した関連会社 AMADA MIDDLE EAST FZCO）は、管理体制の強化を目的に、決算日を3月31日に変更しております。

なお、2019年1月1日から2019年3月31日までの損益は、利益剰余金として調整しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	2～8年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）社内における利用可能期間（5年）による定額法

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権及び外貨建金銭債務

ハ ヘッジ方針

為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建金銭取引に係る取引実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度を適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 投資有価証券のうち、非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	百万円	百万円
投資有価証券(株式)	5	26

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	百万円	百万円
現金及び預金	363	363
投資有価証券	520	1,466
投資その他の資産その他	22	22
計	905	1,852

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	百万円	百万円
短期借入金	—	567
計	—	567

※3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	百万円	百万円
当座貸越極度額及び 貸出コミットメント総額	800	1,400
借入実行残高	—	567
差引額	800	833

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
	百万円
給与手当	293
賞与及び賞与引当金繰入額	35
貸倒引当金繰入額	3
退職給付費用	5
旅費交通費	122

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
一般管理費	18百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年 度期首	増加	減少	当中間連結会 計期間末
普通株式(株)	10,520	10,509,480	—	10,520,000

(変動事由の概要)

株式分割

2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	42	4,000	2019年3月31日	2019年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	2,399百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△363
現金及び現金同等物	2,036

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	2,471	2,471	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,774	2,774	—
(3) 投資有価証券	2,242	2,242	—
資産計	7,488	7,488	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,698	1,698	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 未払法人税等	6	6	—
負債計	1,705	1,705	—

当中間連結会計期間（2019年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	2,399	2,399	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,497	3,497	—
(3) 投資有価証券	2,546	2,546	—
資産計	8,443	8,443	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,235	1,235	—
(2) 短期借入金	567	567	—
(3) 未払法人税等	8	8	—
負債計	1,810	1,810	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金並びに(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計年度 (2019年9月30日)
非上場株式	24	51

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,242	419	1,822
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		2,242	419	1,822

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 19 百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,546	419	2,126
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		2,546	419	2,126

(注) 非上場株式 (中間連結貸借対照表計上額 24 百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブの取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	97	—	98
合計			97	—	98

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	50百万円	51百万円
時の経過による調整額	0	0
中間期末(期末)残高	51	51

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、商品・商流別に事業部を置き、各事業部は取扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは事業部を基礎とした商品・商流別セグメントから構成されており、「海外事業」及び「国内事業」の2つを報告セグメントとしております。

「海外事業」は日本製を中心とした付加価値の高い様々な商材を、新興市場を中心とした海外への販売及びサービスの提供を行っております。

「国内事業」は国内事業部で企画・設計した製品を、海外のOEM工場に生産委託し、日本国内にて販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替額は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	中間連結財務諸表計上額
	海外事業	国内事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,308	1,068	8,376	—	8,376
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,308	1,068	8,376	—	8,376
セグメント利益又は損失(△)	△44	1	△42	—	△42
セグメント資産	9,141	1,358	10,499	—	10,499
その他の項目					
減価償却費	8	0	8	—	8
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11	—	11	—	11

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医療	空調	建機・ 車両	家電	環境 インフラ	印刷	その他	計
外部顧客への 売上高	1,383	4,459	1,267	1,068	43	127	27	8,376

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
1,068	2,877	864	1,101	2,465	8,376

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
66	9	23	15	—	115

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	598.42	620.29

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益金額(円)	14.25
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	149
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	149
普通株式の期中平均株式数(株)	10,520,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(450個)の詳細は、「第5発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当中間連結会計期間は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2019年9月18日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】


第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。


株式会社太知ホールディングス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

南 成 人 

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

岩 渕 誠 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社太知ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社太知ホールディングス及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。